

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】支給要綱

令和6年1月25日制定
令和6年4月30日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気料金高騰の影響を受けている特別高圧契約で受電する中小企業等に対し、電気料金の一部を助成するため、県が予算の範囲内において支給する香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】(以下「支援金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 大企業 中小企業以外の会社

(3) みなし大企業 次の①～⑤のいずれかに該当する者

① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(4) 特別高圧 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第2条第1項第3号に規定する特別高圧をいう。

(支給対象期間)

第3条 支援金の支給対象期間は、令和5年10月使用分(11月検針分)から令和6年5月使用分(6月検針分)までとする。

(支給対象者)

第4条 支援金の支給対象となる者は、香川県内に所在する事業所において、特別高圧の

電力契約により電力供給を受けている中小企業又は特別高圧の電力契約により電力供給を受けている香川県内の商業施設等に入居する中小企業、その他の法人、個人事業主に該当し、かつ、次項の支給要件を満たす者とする。

2 申請日時点において県内で事業を行っており、今後も県内で事業を継続する意思を有すること。

(支給対象外となる場合)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。

- (1) 第2条第1項第3号に規定するみなし大企業
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体
- (3) 香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第5条の2各号に掲げる者
- (4) 既に本要綱に定める支給対象期間にかかる支援金の支給を受けた事業者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、支給することが適当でないと知事が認める者

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、支給対象期間の使用電力量（実績値）に対し、下記のとおり支援単価を乗じた額とする。

- (1) 令和5年10月使用分（11月検針分）～令和6年4月使用分（5月検針分）
 $1.8 \text{ 円/kWh} \times \text{使用電力量 (kWh)}$
- (2) 令和6年5月使用分（6月検針分）
 $0.9 \text{ 円/kWh} \times \text{使用電力量 (kWh)}$

2 各月の支援金の額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(支援金の申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする者は、令和5年10月使用分（11月検針分）～12月使用分（令和6年1月検針分）の電気料金については令和6年1月25日から同年2月29日までに、令和6年1月使用分（2月検針分）～5月使用分（6月検針分）の電気料金については令和6年5月27日から同年7月31日までに、香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金申請書（第1号様式）を郵送等により、知事に提出しなければならない。ただし、令和5年10月使用分（11月検針分）～12月使用分（令和6年1月検針分）の電気料金について令和6年2月29日までに申請ができなかった者は、令和5年10月使用分（11月検針分）～12月使用分（令和6年1月検針分）の電気料金と令和6年1月使用分（2月検針分）～5月使用分（6月検針分）の電気料金を併せて、同年7月31日までに申請できることとする。

2 前項の申請における添付書類は次のとおりとする。

- (1) 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は税務署に提出した直近の確定申告書類の写し及び本人確認書類の写し

- (2) 支給対象期間に特別高圧の電力契約により電力供給を受けていることが確認できる書類（商業施設等に入居する者である場合、入居している商業施設等の特別高圧の電力契約が確認できる書類及びその者が入居していることが確認できる書類）
- (3) 支給対象期間の使用電力量（実績値）が確認できる書類
- (4) 支援金の振込口座の通帳等の写し
- (5) 誓約書（第2号様式）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（支給決定）

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給又は不支給を決定し、当該申請をした者に通知する。

（支援金の支給）

第9条 支援金の支給は、口座振替の方法により行う。

（支給決定の取消し又は変更）

第10条 知事は、受給者が偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合は、第8条の規定による支援金の支給の決定の取消し又は変更をすることができる。

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨を当該受給者に通知する。

（支援金の返還）

第11条 知事は、前条の規定による取消し又は変更をした場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて、支給した額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金）

第12条 前条の規定により支援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた支援金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、^{うるう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（延滞金）

第13条 第11条の規定により支援金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期日ま

でに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 30 日から施行する。

（※）受付番号は支援金事務局が記入します

受付番号	
------	--

申請日	令和	6	年		月		日
-----	----	---	---	--	---	--	---

香川県知事 殿

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】申請書

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】支給要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】 手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは使用不可）で記入してください。

申請者の種別（いずれかに記入）	（右のいずれかに） 支給通知等の送付先	住所 （法人の本 店所在地）	〒	—		都・道 府・県		市・区 郡
		特別高圧を 受電する 事業所の 所在地	〒	—		香川県		市・郡
	フリガナ							
	法人名							
	フリガナ							
	代表者職・氏名							
	業種		資本金の額又は 出資の総額		円	常時使用する 従業員の数		人
	法人番号 (13桁)							
	フリガナ		電話番号					
	担当者氏名		Fax					
	担当者 メールアドレス							
	個人事業主の場合	住所 （代表者の 自宅住所）	〒	—		都・道 府・県		市・区 郡
		フリガナ		フリガナ		生年 月日		T. S. H.
		店名・屋号		氏名				年 月 日
		電話番号	—	—	Fax	—	—	
メールアドレス								

【支援金請求額】

(1) 令和5年10月使用分(11月検針分)～12月使用分(令和6年1月検針分)の電気料金

申請期間：令和6年1月25日(木)～2月29日(木)

支給時期：審査終了後、令和6年3月中までを目途に随時支給します。

(2) 令和6年1月使用分(2月検針分)～5月使用分(6月検針分)の電気料金

申請期間：令和6年5月27日(月)～7月31日(水)

支給時期：審査終了後、令和6年8月中までを目途に随時支給します。

※ ただし、(1)の申請期間中に申請ができなかった場合は、(2)の申請期間中に(1)と(2)の電気料金を一括して申請することも可能です。

(1)と(2)を一括で請求する場合は、

対象月	令和5年10月使用分 (11月検針分)	令和5年11月使用分 (12月検針分)	令和5年12月使用分 (1月検針分)
①使用電力量(kWh)			
②単価	1.8円	1.8円	1.8円
支援額(①×②)			

★計算方法について

各月の①使用電力量(kWh)に②単価を乗じて、1円未満の端数を切り捨てた金額を各月の支援額とし、各月の支援額の合計を支援金請求額としてください。

支援金請求額(各月の支援額の合計)

対象月	令和6年1月使用分 (2月検針分)	令和6年2月使用分 (3月検針分)	令和6年3月使用分 (4月検針分)	令和6年4月使用分 (5月検針分)	令和6年5月使用分 (6月検針分)
①使用電力量(kWh)					
②単価	1.8円	1.8円	1.8円	1.8円	0.9円
支援額(①×②)					

【振込口座】 申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名					
支店名					
金融機関コード				支店コード	
預金種目 (いずれかに✓)		普通		当座	
口座番号					
フリガナ					
口座名義					

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

【誓約書】

香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。

(参考) 香川県補助金等交付規則
第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。
(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 営業に関して必要な許認可等を全て取得しています。
- 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、支援金の全額を即時返還するとともに、加算金等の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- 申請日時点において県内で事業を行っており、今後も県内で事業を継続する意思を有しています。
- 香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金【第2期】支給要綱第2条第1項第3号に規定するみなし大企業ではありません。

(参考) みなし大企業
① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- 同一の内容で、本支援金以外の補助事業等と重複して申請していません。

香川県知事 殿

令和6年 月 日

代表者職名・氏名

(申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。)